

## 監督処分情報

### 1 処分を受けた建設者に関する事項

商号又は名称	株式会社平尾工務店
主たる営業所の所在地	兵庫県加東市
許可番号	兵庫県知事（般・特－２）第 350147 号
許可を受けている建設業の種類	土（般）管（特）土、建、大、と、舗、水、解

### 2 処分に関する事項

処分年月日	令和 3 年 1 0 月 1 4 日
根拠法令	建設業法第 2 8 条第 3 項（同条第 1 項第 6 号該当）
処分の内容	<p>建設業法第 2 8 条第 3 項の規定に基づく営業の停止</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 停止を命じる営業の範囲 建設業に係る営業の全部</li><li>2 期間 令和 3 年 1 0 月 1 8 日から令和 3 年 1 0 月 2 4 日までの 7 日間</li></ol>
処分の原因となった事実	<p>株式会社平尾工務店が兵庫県北播磨県民局と請負契約を締結した公共工事において 500 万円を超える金額の下請契約を令和 2 年 11 月 20 日付で建設業の許可を受けていない者と締結した。 このことは、建設業法第 28 条第 1 項第 6 号に該当すると認められる。</p>

